



毎月5日発行

Monthly 情報掲示板

社会保険労務士法人のぞみ 税理士法人 のぞみ

TEL0263-34-4488

FAX0263-34-0054

第 177 号

育児休業中の

社会保険料免除の仕組み

多くの会社では、育児休業期間中は給与を支給しない取扱いをしているかと思えます。その際の所得補償として一定の要件を満たした従業員には、雇用保険から育児休業給付金が支給され、また、育児休業期間中の社会保険料の負担を軽減する目的で、社会保険料（健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料）が免除されることになっています。2022年10月に改正育児・介護休業法が施行され、育児休業制度が改正されることにあわせて、社会保険料免除の仕組みも変更になるため、その内容を確認しておきましょう。

1 育児休業中の

社会保険料免除

令和4年9月30日までの育児休業期間中の社会保険料は、月末が育児休業期間中である場合、その月にかかる社会保険料と、その月に支給される賞与の社会保険料が免除となりました。免除の対象は、従業員負担分・会社負担分であり、免除のための手続きは必要ですが、免除されることに伴う不利益はありません。

2 10月以降の月にかかる

社会保険料免除

10月1日以降、月にかかる社会保険料は、月末が育児休業期間中である月に加え、育児休業の開始日と終了予定日の翌日が同じ月にあり、その月中に14日以上の育児休業を取得した月も免除されることとなります。この14日のカウントについて、育児休業期間中に一時的・臨時的に就労した日を含めることはできますが、10月1日から始まった産後パパ育休の取得者については、その休業中に就業する仕組みで就業した日数は、含めないことになっています。

3. 10月以降の賞与にかかる

社会保険料免除

9月30日までは賞与にかかる社会保険料の免除は「1」のとおり、賞与が支給される月の月末が育児休業期間中であるか否かによって判断されてきました。これが10月1日以降は、1ヶ月超の育児休業を取得した場合についてのみ、免除されることとなります。

この1ヶ月超のカウントについて、一時的・臨時的に就労した日も、さらには産後パパ育休の休業中に就業する仕組みで就業した日数も含めることができます。月にかかる社会保険料の免除とはカウントの考え方が異なる点に注意が必要です。なお、免除の対象となる賞与は、月末に育児休業を取得している月に支給される賞与となります。